

ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画 事業計画

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
1 男女共同参画の意識づくり	1 男女共同参画意識の啓発	①意識啓発活動の推進	新規	1	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室	・男女共同参画パネル展 【開催期間】6月19日(火)～6月28日(木) 【パネル内容】 「LGBTについて」 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 「南極DAYS-日本人初の女性越冬体験記-」 【パネル展会場】市役所本庁舎ギャラリー ・図書展示 【開催期間】6月1日(金)～6月30日(土) 【図書展示会場】上福岡図書館・大井図書館
							大井図書館	男女共同参画に関する図書の展示を行う。 【開催期間】6月1日(金)～6月30日(土) 【開催期間】11月16日(金)～11月29日(木)
							上福岡図書館	男女共同参画に関する図書の展示を行う。 【開催期間】6月1日(金)～6月30日(土) 【開催期間】11月12日(月)～11月25日(日)
							市民総合相談室	公募で市民団体に啓発事業を委託する。 【事業名】男女共同参画のまちづくり委託事業 【募集事業数】1団体で3事業以内を提案 【委託料】1事業あたり10万円を限度
			参考指標	2	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室	
				3	男女共同参画職員研修会の実施	すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。	市民総合相談室	【実施日】未定 【会場】未定 【対象】全職員のうち50名程度 【テーマ】未定 【講師】未定
				4	男女共同参画宣言都市の実現	男女共同参画宣言都市の実現に向け、引き続き調査・検討をする。	市民総合相談室	他市町村の状況等を調査し、検討を進める。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画	
		②男女共同参画に関する情報の収集・提供		5	男女共同参画基本計画の進行管理	施策の総合的・効果的推進に向け、毎年度、担当課による実施状況報告と庁内外の評価を行う。	市民総合相談室	計画の進捗状況を把握し、平成30年度の実施計画及び平成29年度の前計画についての実績報告をまとめ、男女共同参画推進会議や、男女共同参画推進審議会、ホームページ等で報告を行う。	
				6	フクトピア内交流ライブラリーを活用した情報の提供	フクトピア内交流ライブラリーにおいて、掲示や資料配架等により男女共同参画に関する情報提供を行う。男女共同参画に関連する図書の貸出しを検討し、情報提供方法の拡充を図る。	市民総合相談室	・男女共同参画の関連図書を10冊程度購入し、また、県や市が発行する啓発資料を設置して啓発に努める。 ・交流ライブラリーのあり方について、今後の活用方法を検討する。	
				7	市報やホームページを活用した情報の提供	市報やホームページ、Fメール等を活用した情報提供の充実を図る。	市民総合相談室	市報に必要に応じて特集内容を掲載し、市が実施する男女共同参画事業を市報やホームページ、Fメール等に随時掲載する。	
				8	男女共同参画社会を目指した情報発信	市民編集委員等のアイデアや活動により女性情報誌「燦」を作成し市報へ掲載することで積極的に市民への意識啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室	公募の市民と共に企画、編集を進める。 【編集委員募集】6月 【発行】市報3月号に掲載する。	
	2 家庭における男女共同参画の促進	①家庭・事業所における男女共同参画の促進			9	性別役割分担意識解消に向けての啓発	市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。	市民総合相談室	・男女共同参画パネル展 【開催期間】6月19日(火)～6月28日(木) 【パネル内容】 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 【パネル展会場】市役所本庁舎ギャラリー ・図書展示 【開催期間】6月1日(金)～6月30日(土) 【図書展示会場】上福岡図書館・大井図書館
					10	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ▶女性情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室	2月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②男性の家事・子育て・介護への参加促進		11	男性向けの学習の場の充実	委託事業を通して男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	市民総合相談室	・男女共同参画まちづくり委託事業において、多くの男性が参加しやすい企画を市民団体に事業提案してもらうよう働きかける。 ・他課、他部署との連携を図り効果的な事業実施について検討していく。
						男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	大井中央公民館	【事業名】成人教育事業 ・子育て講座 実施予定9月～10月 実施場所 大井中央公民館 講師謝礼8万円(2万円×4回) ・女性セミナー 実施予定11月～12月 実施場所 大井中央公民館 講師謝礼8万円(2万円×4回) ・人権講座 実施予定12月 実施場所 大井中央公民館 講師謝礼3万円(3万円×1回)
							上福岡西公民館	実施予定なし
							上福岡公民館	【事業名】はとぽっぽ教室(冬の教室)予定 【開催期間】1月31日(木)、2月7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)、3月7日(木) 【場所】上福岡公民館
							保健センター	パパママセミナー 【開催回数/定員】 1日目:4回/各24組、2日目:8回/各12組 【内容】 パパ限定講座(『父親になるってどういうこと?』)、沐浴実習、新生児のいる生活について、産後うつなど

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
						<p>子育て支援センターや児童センターなどで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。</p>	<p>子育て支援課</p>	<p>パパママセミナー 【開催回数/定員】 1日目:4回/各24組、2日目:8回/各12組 【内容】 ママ限定講座(母乳育児、妊娠中産後の食事、体操など)、新生児のいる生活について、産後うつなど</p>

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
	3 男女共同参画の視点に立った教育・学習活動の推進	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進		12	人権教育・男女共同参画の視点に立った指導の推進	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で人権教育全体計画・年間指導計画を作成し、計画的に実践する。 ・各学校の実態に応じて、人権教育研修会を開催するよう周知を図る。 ・入間地区人権教育推進協議会における学校教育担当者研修に参加する。 ・教育研究会との連携による授業研究会及び研究協議を実施する。 ・人権標語・人権作文募集による児童生徒への啓発をする。
		②家庭や社会における男女共同参画に関する教育・学習の推進	新規	13	地域とともに取り組む学校運営の推進	保護者、学校、地域の人々とともに子どもを育て、地域コミュニティを育む地域協働学校の取組を推進する。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域が共に子供たちを育てるという「共育」の理念のもと、夏休みに実施するサマーチャレンジ等、地域の教育力を活用した取組を各学校で推進していく。 ・モデル校2校の学校運営協議会に定期的に参加し、運営等に関する支援・助言を行う。 ・平成31年度以降に、学校運営協議会を設置する学校のニーズに応じて、研修会を開催する等、支援・助言を行う。
			管理指標	14	市民の学びの場における学習機会の提供	市民大学等で講座を開催し、市民の自発的な学びの中で男女共同参画に関する学習機会や啓発の機会を創出する。	協働推進課	<p>市民や地域、NPOとの協働により、「地域に貢献できる人材育成」の達成に向けて、市民大学を開講する。</p> <p>男女共同参画への取り組みとして、子育て支援セミナーを企画し、男女を問わない子育て支援の推進を図っていく。</p> <p>【管理指標】 市民大学等における男女共同参画に関する学習機会等の回数 [目標値年3回以上]</p>

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
4	多様性の尊重	①多様な性・多様な生き方への理解促進	新規 成果指標	15	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のための啓発・教育	LGBTなど性的マイノリティへの理解促進のため、広報等を通じて広く啓発・教育を行う。	市民総合相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画パネル展 【開催期間】6月19日(火)～6月28日(木) 【パネル内容】「LGBTについて」 【パネル展会場】市役所本庁舎ギャラリー ・図書展示 【開催期間】6月1日(金)～6月30日(土) 【図書展示会場】上福岡図書館・大井図書館
				16	性に関する相談体制の充実	相談窓口で性的指向や性自認などについての悩みを相談できることについて周知するとともに、対応する職員や相談員の理解を深め、当事者が安心して相談できる体制をつくります。	市民総合相談室	相談案内ガイドへの表記など周知に努める。また対応する職員や相談員の理解が深まるよう研修への参加を支援する。
				17	性的マイノリティへの市職員の理解促進	研修や庁内通知を通じて、市民対応における配慮や庁内の職場環境向上に向け、市職員の性的マイノリティに対する理解促進を図る。	人事課	【対象】全職員 【内容】マイノリティに対する理解を深め、接遇における配慮や対応を学ぶ。 【実施時期】未定 【対象者数】60名程度
				18	市の手続き等における配慮	市例規の様式の見直しを行い、性別で特定する必要がない手続きについては、性別欄を設定しないなど当事者の心理的負担の軽減を図る。	市民総合相談室	性別欄削除未実施件数35件の削除依頼を行い、平成30年度以降新たに作成された様式についても確認を行う。
				19	多様な性のあり方についての調査・研究	法制度の整備や施設内外の性別に関する表記方法の工夫、LGBT等を理解し支援する「アライ」の育成など多様な生き方を支援する社会のあり方について調査・研究を進める。	市民総合相談室	国や県等の実施する研修等に積極的に参加し、調査・研究を進める。
				20	性的マイノリティへの教職員の理解促進と児童生徒への配慮	国や埼玉県等からの通知や研修などあらゆる機会を通じて、教職員の性的マイノリティに対する理解促進を図り、児童生徒への配慮や職場環境の向上に取り組む。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・「性に関する指導」指導者研修会へ各学校の性教育担当が参加し、研修内容を校内に広め、実践力向上に努める。 ・小中学校の連携により、性教育、人権教育の指導計画の見直しと改善を行う。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
2 男女がともに活躍できる環境づくり	1 女性の職業生活における活躍の推進	①男女の均等な就業機会の確保		21	旧姓使用の場の拡大	女性の一人ひとりが自らの希望に応じて活躍できる社会づくりに向け、住民基本台帳やマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが平成30年度以降に可能となるため、市民等への周知を積極的に図ることで、旧姓併記を推進する。	市民課	昨年度実施したシステム改修(分析及び概要設計)に引き続き、国の政省令等の整備と合わせて改修業務(改修及び運用テスト等)を実施する。 予算については、国の方針の決定を受け補正予算で対応する。
				22	事業所・市民に対する情報提供	埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。	市民総合相談室	女性キャリアセミナーにおける情報提供、その他事業開催時にチラシやリーフレット配布、HP掲載等を行う。
				23	雇用・就労に関する情報提供	商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、市内事業所に対して雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。	産業振興課 福祉総合支援チーム	関係団体と連携し、雇用・就労に関する法制度等についての情報提供を行う。 市内事業所等に、生活困窮者自立相談支援における就労支援等について情報提供を行い、事業所等での就労体験や就労訓練実施に向けた環境の整備を進める。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画	
【 女性 活躍 推進 計画 】		②就業のための相 談・情報提供の充 実		24	就労の相談支援	市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する女性への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。	産業振興課	ふじみ野市ふるさとハローワークによる求人情報の提供及びあっせんを行う。	
				25	ビジネス支援コーナーの充実	就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図る。	上福岡図書館	上福岡図書館内に「ビジネス支援コーナー」を引き続き設置し、各種情報を提供するとともに、ビジネス支援関係図書を購入する。	
				26	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課	窓口及び市のホームページにて情報提供。	
				新規	27	雇用・労働環境に関する相談窓口の充実	賃金や労働条件など労働問題に関する相談体制の充実を図る。	市民総合相談室	弁護士など法律相談体制を維持する。また必要に応じて適切な相談機関を案内する。
								産業振興課	関係機関と連携を図りながら、相談体制の充実を図る。
28	内職相談・在宅ワーク等の情報提供の充実	家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する者に対し、内職などの在宅ワークの相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。	産業振興課	内職相談員による内職相談を実施。 【実施日】毎週火・水・金曜日10:00～16:00					

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画			
		③働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実	新規 管理指標	29	女性のための就労支援体制の充実	市役所本庁舎にふるさとハローワークとともにジョブスポットふじみ野を開設し、各々の対象者に応じて専門相談員が職業相談・紹介などを効果的に行うことで就職のサポート体制の充実を図る。	福祉課	ジョブスポットの事業目標 支援対象者 200人以上 就職者数 130人以上(就職率65%以上) 事業推進にあたり、専用電話回線を設置			
							福祉総合支援チーム	ジョブスポットふじみ野の就職支援ナビゲーターと生活困窮者自立相談支援員が連携し、生活と就労の支援を一体的に行う。 【管理指標】 ・生活困窮者相談窓口での女性のための就労支援件数 [目標値30件以上] ・生活困窮者個別支援プラン作成割合 [目標値50%]			
							子育て支援課	ひとり親家庭等には、児童扶養手当現況届時に就労支援施策の案内をする。			
						30	結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、ブランクがあることで生じる不安の除去や、情報処理スキルやコミュニケーションスキルの向上など再就職への後押しをする。	市民総合相談室	産業振興課と共同でセミナーを開催予定。 【開催日】9月11日(火) 【開催内容】女性のための再就職支援セミナー・女性のためのお仕事相談	
					産業振興課				市民総合相談室と共同でセミナーを開催予定。 【開催日】9月11日(火) 【開催内容】女性のための再就職支援セミナー・女性のためのお仕事相談		
						新規	31	起業や多様な働き方への支援の充実	働きたい・働き続けたい女性が、希望に応じた多様な働き方を実現できるよう、起業や在宅ワーク等に関する情報提供、セミナー等を開催する。	産業振興課	商工会による創業支援セミナーを開催予定 起業や在宅ワーク等の情報を窓口及び市のホームページにて提供。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		④事業所における取組の促進		32	入札制度を活用した事業所等への啓発	入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。	契約・法務課	入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。
	新規		33	「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づく取組の推進	事業所等における取組の推進に向け、総合評価方式による企画提案の評価項目に働きやすい職場づくりや次世代育成、女性活躍に取り組んでいる事業所に加点する項目を加えるなどの検討を進めていく。	市民総合相談室	検討を進め、該当課への働きかけ等を行う。	
			34	女性管理職登用促進に向けた啓発	事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室	2月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、管理職等への女性の参画が進むよう事業所へ働きかける。	

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		⑤市の取組の推進	新規 成果指標	35	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。	人事課	連続休暇取得の促進や各種休暇の制度などを庁内イントラで周知することで、働きやすい職場づくりを目指す。
	2 政策・方針の立案・決定への参画促進	①市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画		36	まちづくり人材登録制度の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進め、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。	経営戦略室	関係各課よりまちづくり人材登録制度への登録を促し、専門的知識を持つ人材の充実について検討します。また、制度の積極的な活用方法等について庁内外へ周知・働きかけを行ってまいります。
			成果指標	37	審議会等女性委員の構成割合の向上	市の施策推進に重要な役割を担う審議会等でバランスよく多様な意見が反映されるよう、性別による偏りのない登用に向けた庁内外への働きかけを行う。	市民総合相談室	審議会等の女性委員の構成割合について調査を行い、目標値に満たない担当課には理由書の提出を求めて現状を把握し、数値向上のための働きかけを行う。
			新規	38	事業主行動計画の推進	市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。	市民総合相談室	2月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、働きやすい職場づくりなどの必要性について事業所へ働きかける。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
			成果指標	39	女性職員の管理職への登用の推進	平成28年度に策定した「ふじみ野市特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。	人事課	女性職員の積極的な管理職への登用 課長になるためには、副課長や係長の女性割合を増やさなければならないので、管理職は忙しいという視点だけではなく、そのやりがいや人生における仕事の価値観なども伝わるようなキャリアアップ研修を行う。
				40	女性職員の管理職登用に 向けての研修・学習機会の 確保	女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザインや組織運営・部下育成など管理職に必要な知識・能力に関する研修・学習を実施する。	人事課	・自治人材開発センターが実施する「女性職員のためのキャリアデザイン研修」に職員を派遣する。 ・女性職員のためのキャリアデザイン研修を市単独で実施する。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
3	ワーク・ライフ・ バランスの推進	①仕事と家庭の両 立支援の充実	参考指標	41	保育環境の整備充実	多様な保育ニーズに対応できるよう、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき保育環境の整備充実を図る。	保育課	・保育を必要とする児童の保育を市立・民間の保育施設で行う。 保育所(園)20園(うち市立5所)、認定こども園2園、地域型保育事業4室、家庭保育室1室(平成30年度認可化移行予定)
			参考指標	42	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。	子育て支援課	亀久保児童クラブの建設、西原児童クラブの移設を行い、定員の増加を図る。
				43	ワーク・ライフ・バランスの推進	一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時で帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。	人事課	・ワーク・ライフ・バランスを推進する日を周知し、適正な運用について啓発を行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 毎週水曜日、職員に対し、庁内放送及び庁内イントラにより、定時退庁徹底と実施呼びかける。 ・勤務時間を1時間早めることで、夕方の時間を家庭生活や自分の時間を充実につなげる「あさ活」を実施する。
			新規	44	事業所における「働き方改革」の促進	長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。	市民総合相談室	2月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】	1 あらゆる形態の暴力の根絶	①ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援体制の充実	参考指標	45	関係各課と連携したDV被害者の支援	庁内支援体制の連携強化を図り、DV被害者を必要な支援につなげる。また、DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。	市民課	「ふじみ野市配偶者からの暴力等による被害者の住民基本台帳における支援に関する取扱基準」等に基づき、引き続き住民票の写しや戸籍の附票の写しの交付制限を行う。
				市民総合相談室	DV被害者が必要とする支援関係各課との情報共有を図り、迅速に安全の確保に努める。			
			参考指標	46	DV被害者支援ネットワーク体制の充実	DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。	市民総合相談室	人事異動などで関係各課担当者が変更されていることを踏まえ、DV庁内連絡会議を開催し、職員対応マニュアルの周知を徹底し、各業務の確認・調整をし、DV被害者を迅速に支援する体制を図る。また必要に応じて年数回会議を開催する。
			47	NPO等の民間団体との協働	DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、支援及び被害防止の啓発を図る。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。	市民総合相談室	DV法に規定する対象者のみならず、ストーカーや親族からの暴力などの狭間のケースについても自治体の相談機関で積極的に対応することが期待されている。今後も民間団体との連携強化を図っていくと共に多様な相談に対応できる社会資源の活用・発見に努める。また現在協力を得ている民間団体が運営している施設への入所や、連携できる他の民間団体を発掘し、避難できる地域を広げることを目指す。	
		②自立のための支援体制の充実	新規	48	緊急時の安全確保	被害が急迫しているDV被害者を、県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、迅速に支援する。	市民総合相談室 子育て支援課	警察などと連絡を密にし、緊急に保護する必要性のある被害者を県施設等へ一時保護するように努める。 平成29年度から本事業を市民総合相談室に移行した。ただ、緊急保護を要するDV被害者のうち、児童単独で保護する必要がある場合には、児童相談所と協力し対応する。
			新規	49	DV被害者等の生活支援の充実	DV被害や離婚などにより、生活困難な状況に置かれている女性を相談から支援まで、継続的に関われる「DV被害者生活支援コーディネーター」の設置を検討する。	市民総合相談室	生活困窮など現在ある支援体制を活用し、女性相談員が継続的に関われるように努める。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		③相談体制の充実	新規 成果指標 参考指標	50	配偶者暴力相談支援センターの周知・相談体制の充実	被害者や悩みを抱える人が相談できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行うとともに、迅速に必要な支援に繋いでいく。	市民総合相談室	市報やホームページなどを活用し周知を図り、相談に繋がりのしやすい窓口とする。
			参考指標	51	DV・女性総合相談の充実	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室	相談の経験や専門知識の豊富な相談員を配置する。また相談員の専門研修への参加を支援する。
			新規	52	ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実	相談の機会の充実や専門知識の豊富な相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室	相談の経験や専門知識の豊富な相談員を配置する。また相談員の専門研修への参加を支援する。
		④セクシュアル・ハラスメント等への対応		53	セクシュアル・ハラスメント等ハラスメント行為の防止に向けた啓発	市民や事業所向けにセクシュアル・ハラスメント等に対する正しい理解の普及と防止対策に向けた啓発をする。	市民総合相談室	・県や財団法人等からのパンフレットやチラシを窓口に設置する。 ・2月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、セクシュアル・ハラスメントの理解や防止について事業所へ働きかける。
				54	市職員を対象にした相談窓口の周知・対応	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどハラスメント行為の防止に向けて相談窓口の強化を図る。 また、庁内に配置しているセクシュアル・ハラスメント防止員を活用することで、防止対策を強化するとともに、組織内の意識啓発を推進する。	人事課	セクシュアル・ハラスメント防止員制度と相談員について、職員への周知を図る。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
			管理指標	55	セクシュアル・ハラスメント 等職員研修会の実施	全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に 基づきセクシュアル・ハラスメント等研修会を 実施する。	人事課	<p>【対象】全職員 【内容】セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラ スメントなどのハラスメントの起こる原因・背景、 内容などを学ぶ。また、ハラスメントを起こさない ために注意すべき事項などを学ぶ。 【実施時期】未定 【対象者数】60名程度</p> <p>【管理指標】 セクシュアル・ハラスメント等職員研修会受講人数 [目標値 延べ360人(平成30～35年度まで)]</p>

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
4 社会参画の促進	1 地域・社会活動への参画促進	①地域・社会活動への参画促進		56	男女共同参画を推進している活動団体および男女共同参画推進リーダーの育成	市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。	市民総合相談室	市民団体の育成支援のため、国立女性教育会館や県などで実施している研修会等の情報提供をするとともに、男女共同参画を推進している団体の発掘や連携に努める。
				57	ボランティア団体、市民活動団体の充実	ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり活動に必要な場所・情報等を提供したりすることで、男女が共に市民活動に取り組めるような支援を行う。	協働推進課	市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり活動に必要な場所・情報等の提供を引き続き実施していく。
				58	地域力向上のための支援	地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会の加入促進に努めるとともに、会の方針決定の場への女性の登用について啓発を行い、女性が発言しやすい環境づくりへの協力・理解を依頼していく。	協働推進課	地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会の加入促進に引き続き努める。
	2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	①防災組織等における女性参画の促進	新規参考指標	59	自主防災組織における女性参画の促進	自治会・町会を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、女性防災リーダーの育成を促進する。	危機管理防災課	自主防災組織への講話等において、市の備蓄等における女性視点の取組及び重要性を周知し、意識の高揚に努める。
			新規成果指標	60	防災会議への女性委員の参画促進	市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。	危機管理防災課	9号委員(自主防災組織)、10号委員(学識経験)については、充職ではないので今回の選出時も女性の登用を依頼した。(依頼文に一文を追加した)引き続き、委員の依頼時には女性の選出依頼を要請し続ける。
			新規	61	多様なニーズに応える防災用品の整備	女性や社会的弱者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。	危機管理防災課	地域防災拠点を運営する指定職員に女性職員を配置する等、多様な意見や視点を活かせるように備蓄を行う。(防災用ウエットティッシュ、粉ミルク等)
		新規	62	多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新	災害時の避難所運営の際に女性や社会的弱者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの更新に合わせて取組の見直し・更新を行う。	危機管理防災課	地域防災拠点を運営する指定職員に、女性職員を配置し、また防災訓練前後でマニュアルの確認・検証を行い、適宜更新する。	

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
3	国際理解・協力における男女共同参画の促進	①国際理解・協力の促進・外国籍市民への理解と支援		63	外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進	地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 にほんご教室	大井中央公民館	【事業名】成人教育事業 ・日本語教室 実施予定 4月～3月 実施場所 大井中央公民館 講師謝礼7. 2万円(6千円×12月) 国際交流センターに依頼
							上福岡西公民館	にほんご教室開催 ・毎週水・日曜日に開催
							上福岡西公民館	実施予定なし
				64	国際理解・協力の推進	国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ・国際交流ボランティア講座	上福岡西公民館	
				65	国際交流の推進	市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とするNPO法人等と連携して交流の場の提供に努める。	協働推進課	県のワンナイトステイ事業への協力を通じて、市民の国際交流を支援する。 【平成29年度実績】 1. 登録家庭数 9件 2. 受入件数 6件
				管理指標	66	外国籍市民の生活相談の実施	日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。	協働推進課
67	多言語による生活支援	近隣市町と連携し、外国語版ホームページ(6ヶ国語)の運営及び外国籍市民生活ガイドブック(5ヶ国語)を作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。	協働推進課	市のホームページとリンクさせ、富士見市・三芳町と共同で「生活ガイド6ヶ国語(英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・日)版」のサイトを運営する。このほか、入国・転入後の日本での基礎的生活情報や役所での手続き等を記載した5ヶ国語(英・中・韓・フィリピン・ポルトガル)による冊子を年度末に発行し、窓口で配布する。				

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				68	多言語による防災・災害時の 情報提供の推進	日本語を母語としない外国籍市民が防災の 取組や災害時の情報を理解できるよう、多 言語による情報提供のあり方を検討する。	危機管理防災課	「外国籍市民のための生活ガイド」のホームペー ジ、冊子等を通して情報提供を行う。また、外国 籍市民への災害に対する啓発に有効な手段の 研究を行う。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②平和活動の推進		69	平和意識の高揚	市民参加による平和事業や平和教育を実施する。	協働推進課	社会教育課と共同でふじみ野市平和祈念フェスティバルを開催 日 時 9月29日(土)午後2時～午後4時30分 場 所 ふじみ野市大井総合支所 内 容 平和語り部・平和落語・ミニ映画・音楽コンサート・パネル展示会
							社会教育課	協働推進課と共同でふじみ野市平和祈念フェスティバルを開催 日 時 9月29日(土)午後2時～午後4時30分 場 所 ふじみ野市大井総合支所 内 容 平和語り部・平和落語・ミニ映画・音楽コンサート・パネル展示会

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画	
5 生涯にわたる健康支援	1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発	①性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発	参考指標	70	妊娠・出産に関する相談や学習の充実	女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図る。	保健センター	パパママセミナー 【開催回数/定員】 1日目:4回/各24組、2日目:8回/各12組 【内容】 ママ限定講座(母乳育児、妊娠中産後の食事、体操など)、新生児のいる生活について、産後うつなど	
				71	エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発	保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。	保健センター	保健所から配布を依頼されるポスター掲示及びちらしの配布	
				72	児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育支援	性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援(コーディネート)するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。 ・教育相談室の周知、相談窓口の情報提供 ・学校における体験的な学習及び保健体育の授業など発達段階に応じた性教育の実施	学校教育課	・性に関する指導の年間指導計画を作成し、保健、保健体育、学級活動等で系統的な学習指導を行う。 ・「性に関する指導」指導者研修会へ各学校の性教育担当が参加し、研修内容を校内に広め、実践力向上に努める。 ・小中学校の連携により、性教育、人権教育の指導計画の見直しと改善を行う。	
	2 母性の保護と母子保健の充実	①母性の保護と母子保健事業の充実			73	母子保健事業の充実	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。	保健センター	母子健康手帳交付時の助産師、保健師による面接を実施 【面接実施箇所数】2か所
					74	母性保護の理解と徹底	母子健康手帳交付時等に情報提供を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。	保健センター	・母子健康手帳交付時の面接実施 【面接実施箇所数】2か所 ・パパママセミナー 【開催回数/定員】 1日目:4回/各24組、2日目:8回/各12組 【内容】 パパ限定講座(『父親になるってどういうこと?』)、ママ限定講座(母乳育児、妊娠中産後の食事、体操など)、新生児のいる生活について、産後うつなど

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②健康を脅かす問題への対策		75	薬物乱用防止教育の充実	児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発事業との連携による教育を推進する。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止教室の実施 ・小・中学校で薬物乱用防止教育を行う。小学校6年保健、中学校3年保健体育 ・薬物乱用防止教育担当教師の研修 ・6月の県教育委員会主催の研修会へ参加を促す。
				76	薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発	妊産婦をはじめ、健康講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・パパママセミナー 【開催回数/定員】2日目:8回/各12組 【内容】たばこの害から子どもたちを守るために～私たちにできること～
	3 生涯を通じたこととからだの健康保持・増進	①健康づくり事業の実施		77	健康づくりの推進	「スポーツ推進計画」に基づき、乳幼児から高齢者まで誰もが気軽に参加できるスポーツ大会やイベント等を開催する。	文化・スポーツ振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進事業 【期間】年間を通して実施 【対象】一般市民 【内容】元気・健康フェア、シニア元気塾など 【会場】市内体育施設等 ○市民スポーツ大会事業 【実施日】8月19日(日) 【対象】体育協会傘下団体・一般市民 【内容】総合開会式 大会期間 8月～3月 【会場】市内体育施設等 ・市民スポーツフェスティバル事業 【実施日】10月7・14・21・28日(日) 【対象】東地域市民・西地域市民 【内容】東地域市民スポーツフェスティバル・西地域市民スポーツフェスティバル 【会場】上野台小学校・鶴ヶ丘・亀久保・三角・東原小学校 ・新春ロードレース大会事業 【実施日】平成31年1月20日(日) 【対象】親子と小学生は市民、その他は一般 【内容】親子から壮年まで19部門あるロードレース大会 【コース】市役所周辺特設コース ・入間地区社体体育推進事業 【期間】平成31年1月17日(日) 【対象】一般市民 【内容】入間東部地区駅伝競走大会 【会場】特設コース

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②生涯を通じたこ ころとからだの健 康保持・増進		78	健康管理に関する啓発活 動の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりを促進 するため、生活習慣病予防など健康に関す る各種セミナーや教室、健康相談を実施す る。	保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康生活セミナー(年1回開催、5日間コース) ・がん予防セミナー(年1回開催) ・歯と口の健康セミナー(年1回開催) ・健康相談 年24回 生活習慣病に関する相談、栄養相談、血圧測 定、体脂肪測定、禁煙相談、尿検査など

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
			参考指標	79	健康診査・検診の受診勧奨	早期発見、早期治療にむけての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。	保健センター	【健康診査】 ・国民健康保険加入者対象の特定健康診査・特定保健指導 ・後期高齢者医療保険者対象の健康診査 ・生活保護受給者対象の健康診査 【各種検診】 ・各種がん検診(個別) 肺がん・大腸がん・子宮頸がん・胃がんリスク・胃がん(内視鏡)・肝炎ウイルス検診 ・各種がん検診(集団) 乳がん・胃がん(バリウム)・前立腺がん検診
		③こころとからだの相談の充実	新規	80	健康に関する相談	保健師・管理栄養士等により、特定健康診査等の検査の見方や生活習慣病等健康に関する相談事業を行い、健康寿命の延伸を図る。 また、歯科衛生士による歯と口腔の相談を行い生涯自分の歯で噛める支援をする。	保健センター	健康相談 年24回 生活習慣病に関する相談、栄養相談、血圧測定、体脂肪測定、禁煙相談、尿検査など
	新規 管理指標		81	こころの健康相談	こころの健康に関する悩みをもつ当事者や家族等の支援及び、適切な医療機関における早期治療につなげるため、精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談を行う。	保健センター	こころの健康個別相談 (精神科医師2回/年、臨床心理士8回/年) 【管理指標】 こころの健康相談延べ件数 [目標値30件]	
	新規 管理指標		82	ひきこもりに関する相談	生活困窮者相談支援窓口では、社会とのつながりが持たず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理や福祉分野の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を促進する。	福祉総合支援チーム	関係課及び地域の関係機関等と連携し、ひきこもりや長期不就労の課題を抱える方の早期発見に努めるとともに、当事者や家族を対象に、心理及び福祉専門職が支援計画を作成し、自立に向けた寄り添い型支援を行う。 【管理指標】 就労準備支援事業利用者数 [目標値8人]	

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
6 生活福祉の向上	1 次世代を育成するための環境づくり	①子育て支援体制の充実		83	子育て世代包括支援センター機能の充実	子育て世代包括支援センター機能の充実に より、妊娠期から子育て期の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所を提供する。また、個々のニーズに対応するために子育て支援関係機関等の連携を図り、切れ目のない支援を行う。	子育て支援課	<p>上野台子育て支援センター及び大井子育て支援センターにおいて、妊娠期から子育て期の親子が利用する事業全般において、子育て家庭のニーズを把握し、相談並びに子育て支援関係機関との連携体制を築き、利用者の包括的支援を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の人を対象に交流の場を設け、妊娠、出産、子育てへの不安の軽減を目的とする。 ・プレママひだまり <p>保健センターとの連携事業(助産師1名派遣依頼)</p> <p>【場所】上野台子育て支援センター 【実施回数】年12回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳事業にて交流(妊婦参加交流) <p>【場所】大井子育て支援センター 【実施回数】年12回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おひさまの会(ダウン症児育ての会) <p>保健センターとの連携事業</p> <p>【場所】ふじみ野市保健センター 【実施回数】年10回</p> <p>各機関との連携会議を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て連携会議 <p>【場所】庁舎内会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん訪問事業ケース検討会議 ・子育て世代包括支援センターケア会議など <p>【場所】保健センター 【実施回数】未定</p>
							保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳交付時の助産師、保健師による面接を実施し、妊娠期より必要な支援を継続的に行っていく。 <p>【面接実施箇所数】2か所</p>

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				84	子育て支援拠点のネットワーク化の構築	<p>子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効果的に提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前子育てサロン ・子育て支援拠点連絡会議 ・子育てサロン事業 	子育て支援課	<p>・地域の施設を使用し、近隣親子の子育て相談やあそび等を提供する。保健センター、児童センターとの連携事業 【事業名】出前子育てサロン 【実施予定回数】年3回 【内容】手あそび、大型絵本、トーク、身体計測、保健師、栄養士による講話など</p> <p>・子育てサロン(東原、第2鶴ヶ丘、駒西)において保健師と保育士が利用者との対話を行う。 【事業名】子育てサロンへの協力事業 【事業予定回数】年6回 【内容】手あそび、ふれあいあそび、ペープサート、保健師による講話、子育てに関する相談</p> <p>・子育て支援拠点連絡会議 ふじみ野市内12拠点施設の連携会議 【場所】上野台子育て支援センター 【実施回数】年5回</p>

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				85	子育て支援の情報や講座・ 相談の充実	<p>子育てに関する相談、援助や講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの課題の解決につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する相談、援助の実施 ・子育てコンシェルジュ事業の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育てに関する講習等の実施 	子育て支援課	<p>【事業名】電話相談・面接・各事業内におけるの相談 【内容】子育てに関する相談に対応する。</p> <p>【事業名】個別支援 【内容】個別のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行う。</p> <p>【事業名】学習 ①子育て講座・各年齢ごとの子どもの成長発達など見通しをもった子育てができるように学習する。年13回実施。 ②食の講座・市の管理栄養士による子どもと食生活などについての学習を行う。年6回実施。 ③絵本講座・上福岡図書館、大井図書館職員による絵本についての学習をする。年4回実施。 ④子どもの事故予防講座・乳幼児の成長発達をふまえて安全対策に関する知識などを学ぶ場とする。年2回実施。</p> <p>【子育てコンシェルジュ事業】 利用者支援事業「基本型」「母子保健型」を実施する。妊娠期から出産、子育てに関する包括的な相談、情報提供、地域連携を行う。(子育て世代包括支援センター) ・子育てに関する相談に対応する。 ・個別のニーズを把握し、相談のみならず関係機関に繋げる。(随時)</p> <p>【事業名】訪問型子育て支援 【内容】子育て家庭の孤立を防ぐために、家庭に向いて個別に支援する。</p>

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				86	子育て親子の交流の促進	子育て親子の交流の場の提供と交流、子育て等に関する相談、援助、地域の子育て関連の情報提供、講座を実施する。 ・子育て支援拠点の充実	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場を提供、子育てに関する相談に対応する。 年齢別や関連子育て世帯単位で事業を実施する。 【実施事業】 ・年齢別つどいの場(上野台)・・・年48回 ・年齢別つどい(大井)・・・年36回 ・自由利用・・・477回 ・ひだまり・・・年72回 ・たんぼぼの会(複数育ての会)・・・年24回 ・ねえねえの会(多胎児育ての会)・・・年24回 ・お話会・・・年22回 ・子育てサポーターおはなし会・・・年11回 ・子育てサークル育成・・・年16回 ・子育てサークル支援・・・随時 ・子育てサークル交流会・・・年5回 ・まつり実行委員会・・・年12回 【場所】上野台子育て支援センター ・わくわく絵本実行委員会・・・年10回 【場所】大井子育て支援センター ・地域の子育て関連情報の提供(随時) 子育て支援施設等地域の子育て支援資源情報の提供をする。
				87	子育て支援のための講座の開催	子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるように講座を開催する。	大井中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> 【事業名】成人教育事業 ・子育て講座 実施予定9月～10月 実施場所 大井中央公民館 講師謝礼8万円(2万円×4回)
			上福岡公民館				<ul style="list-style-type: none"> 【事業名】はとぽっぽ教室(春の教室) 【開催期間】6月7日(木)、14日(木)、21日(木)、28日(木)、7月5日(木)、12日(木) 【場所】上福岡公民館 【事業名】はとぽっぽ教室(秋の教室) 【開催期間】10月4日(木)、11日(木)、18日(木)、25日(木)、11月1日(木)、8日(木) 【場所】上福岡公民館 	

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				88	子育てサークル活動の充実	子育て中の親が孤独化しないようにするため、子育て配信メールを利用し情報発信を行い、情報交換や仲間づくりができるよう事業を実施する。	上福岡西公民館	家庭教育セミナー開催
			参考指標	89	児童・生徒に対する相談支援	教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けての相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。 ・教育相談室での相談活動 ・全中学校にさわやか相談員を配置	学校教育課	【さわやか相談員の配置(6人)】 各中学校にさわやか相談員を1名配置。スクールカウンセラーや市教育相談室との連携を図る。 【教育心理相談員(2人)と教育相談員(3人)による相談事業の充実】 教育相談員と教育相談員の業務を指導する教育心理相談員による教育相談事業の充実を語る。教育相談員1名をリーダーとして指名し、学校、関係各課等との連携を一層深める。 【教育相談活動の充実】 ・電話、来室、学校訪問の相談体制を組み、相談活動の充実を図る。 ・急増しているWISC検査の実施依頼に対応するため、検査業務の効率化を図りながら、検査実施数を増やす。また、発育発達センターとの連携を深める。 【教育相談研修会】 相談員の資質向上、課題解決能力の向上のための研修会を実施する。
				90	児童の虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。	福祉課	民生委員・児童委員の見守り及び主任児童委員活動等を通し、児童虐待が疑われる案件を知り得た場合は、関係機関や協議会担当者への速やかな報告を行う。
			子育て支援課				要保護児童地域対策協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応に取り組む。	
			保健センター				乳幼児健康診査事業の未受診者等の状況を把握する。支援の必要なケースは、子育て支援課と連携し、対応する。	

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
							学校教育課	<p>【子育て支援課との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護対策児童対策協議会に参加し、該当児童について情報共有を図る。 ・学校や教育相談室、さわやか相談員の出席するケース会議に参加し、情報共有を行うとともに、家庭への働きかけや支援策について検討する等、連携を深める。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
	1 次世代を育成するための環境づくり			91	外国籍児童生徒の教育支援	日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。	学校教育課	日本語適応指導員の配置 市内小・中学校の要望に基づいて早い時期から指導員を配置するよう努めるとともに、外国人児童生徒等の日本語指導の状況を随時確認しながら、よりきめ細かい指導を目指す。
				92	子育て家庭に対するきめ細かな支援	相談事業を通じて子育て家庭やひとり親家庭等のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。	子育て支援課	来所及び電話相談等により、個々のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。
				93	②子育て家庭への経済的支援 子育て家庭への医療費負担の軽減の充実	入院・通院ともに中学3年生までの子どもを対象にし、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。	子育て支援課	入院・通院ともに中学3年生までの子どもを対象に、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。
	2 困難を抱える家庭への支援の充実	①経済的困難を抱える家庭への支援の充実	新規	94	子どもの貧困対策の推進	子どもの未来応援プランに基づき、経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や学習や生活の支援など総合的な支援を行う。	福祉総合支援チーム	子どもの貧困対策庁内推進会議において計画の進捗管理を行う。 子どもの未来応援プランを推進するとともに、関連する研修会等の実施により、庁内外の貧困問題に関する認識の共有化を図る。
				95	生活困窮者自立支援制度の活用の推進	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。また、専門の機関を活用して就労支援員を配置し、ジョブスポットふじみ野と連携を取りながら、就労支援を推進していく。 ・就労支援 ・就労準備支援 ・住居確保給付金	福祉総合支援チーム	生活困窮者の相談に福祉や就労の専門職等が応じ、個々の状況にあわせた支援計画を作成し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行う。また、複合的な課題の相談については、庁内外の関係機関と連携した包括的な支援を行う。
				96	就学に関する経済的支援の充実	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。また、平成30年度からクラブ活動費の一部についても援助する。
		新規	97	子どもの進学等に係る経済的支援	教育を受ける機会の均等に資するため、進学の意欲をもっているが経済的な理由により、高校、専修学校、大学等への修学が困難な生徒に対し、入学準備金・奨学金の貸し付けを行う。	教育総務課	平成30年3月31日までに貸付決定された方に対し、経過措置として貸付を行う。 【入学準備金】公立高20万円、私立高30万円、公立大40万円、私立大50万円 【奨学金】高校生1万5千円(月額)、大学生3万円(月額)	

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②安心・安全な生活環境の確立	新規	98	生活困窮者相談窓口の充実	生活困難な状況にある人の抱える問題に対する寄り添い型の専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。 ・心理及び福祉専門職による相談・支援 ・個別の支援計画に基づいた支援	福祉総合支援チーム	生活困窮者自立相談窓口を核とした多機関の協働による包括的支援体制づくりを進めるとともに、身近な地域でも包括的相談支援体制(総合相談窓口の設置)づくりを進める。
3	ひとり親家庭等の福祉の充実	①ひとり親家庭等の生活の安定への支援		99	ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施する。	子育て支援課	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分の全額又は一部を公費で負担する。
				100	ひとり親家庭等児童への高校等入学に関する支援	ひとり親家庭等の児童が、国公立私立高校、専門学校等に入学する場合に、非課税世帯を対象に入学準備金を支給し経済的支援を実施する。	子育て支援課	ひとり親家庭等の児童が、国公立私立高校、専門学校等に入学する場合に、非課税世帯を対象に児童1人あたり3万円の入学準備金を支給し、経済的支援を実施する。
		②ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実		101	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	子育て支援課	来所及び電話相談により個別に支援をする。また、児童扶養手当現況届手続き時に相談を受け付ける。
				102	ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実	緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。また、母子生活支援施設への入所手続きの際に一時避難が必要な親子等に対し、緊急避難支援として宿泊費等を支給する。	子育て支援課	緊急保護を要するDV被害者のうち、児童単独で保護する必要がある場合に関係機関と協力し対応する。母子緊急一時保護事業等により緊急避難した母子が母子生活支援施設への入所を希望する場合は必要な支援を実施する。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
4	高齢者・障がい児(者)の福祉の充実	①地域での暮らしを支える生活支援の充実	新規	103	地域包括ケアシステムの充実	<p>高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供し、地域包括ケアシステムの確立を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護との連携 ・生活支援サービスの充実 ・認知症支援策の充実 ・高齢者に配慮した住環境の整備 ・地域包括支援センターの強化 	高齢福祉課	<p>①在宅医療・介護連携推進事業 国から示されている8つの事業を進めていく。</p> <p>②生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターを第1層、2層に配置し、事業を進めていく。</p> <p>③認知症総合支援事業 認知症の初期の段階で関わる『認知症初期集中支援チーム』の充実を図る。</p> <p>④地域包括支援センターの運営 自立支援に向けた『自立支援型地域ケア会議』の充実を図る。</p>
				104	高齢者・介護に関するニーズの把握	<p>高齢者がいきいきと暮らせるよう生活や介護に関するニーズを把握し、今後の施策・事業に結びつけるための調査に努める。</p>	高齢福祉課	<p>高齢者保健福祉計画推進事業(高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定アンケート調査業務)</p> <p>本市では、高齢者保健福祉及び介護保険事業の指針となる「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年を1期として策定している。平成30年度は、第7期計画のスタート年であり、本格的なアンケート調査は31年度となる。このためアンケート調査の実施方法、効果的な分析方法等について研究していく。</p>
				105	介護相談員の活動の支援	<p>地域福祉の推進のため、高齢者の相談に対する介護相談員に、随時研修等の場を提供して活動の支援をする。</p>	高齢福祉課	<p>介護サービスの質の向上に資する事業 介護事業所に訪問し介護サービスの実態を把握し、利用者とその家族、事業所との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上のため活動を行う。</p>

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
			参考指標	106	在宅高齢者サービスの実施	65歳以上の高齢者や要介護認定者の日常生活の利便を図るとともに、介護者の負担を軽減させるための各種サービスを提供する。	高齢福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・紙おむつの給付 ・徘徊高齢者位置検索サービスの実施 ・徘徊高齢者早期発見ステッカーの配布 ・訪問理美容サービスの実施 ・ごみ出し支援サービスの実施 ・寝具洗濯サービスの実施 ・車いす貸出しの実施 ・高齢者入浴助成事業の実施 ・日常生活用具給付事業の実施 ・地域保健福祉活動支援の実施 ・在宅要介護高齢者介護手当支給事業の実施 ・緊急通報等支援事業の実施

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				107	障がい福祉サービス等の提供	障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や支援の度合に応じて必要とするサービスを受けられるよう支援する。	障がい福祉課	障がい者の状態やニーズに合ったサービスを提供する(障害福祉サービス費・障害児通所給付費・補装具費)。
				108	地域生活支援の充実	障がいのある人の相談に応じ必要な情報の提供を行う相談支援、手話通訳者の派遣等を行う意思疎通支援、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行う移動支援等、地域の特性や利用者の状況に応じた支援を行う。	障がい福祉課	障がい者のニーズに即した支援及びサービスの提供を行う(意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業)。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
		②高齢者・障がい児(者)の社会参加・権利擁護の推進	新規	109	相談支援・指導の充実	高齢者や障がいのある人などが安心して生活が送れるよう、関係機関等との連携や地域での見守り体制を構築し、相談支援の充実を図るなど問題解決に結びつきやすい環境を整える。	消費生活センター	消費者安全確保保内推進会議により関係課や各団体等との会議や研修会の開催などを実施し情報共有や連携を図る。また、相談に繋がりがりやすくするためセンターの周知を継続的に実施する。
							障がい福祉課	障がい者相談・就労支援センターを中核として、市内の相談支援事業者との連携を強化し、障がいのある人や家族が地域で安心して生活ができるよう、相談支援体制の充実を図る。
							高齢福祉課	①家族介護支援事業 高齢者の安心・安全を図るため、高齢者見守りネットワークの充実を図っていく。 ②認知症地域支援・ケア向上事業 認知症の人やその家族を支える支援体制として、認知症サポート医による認証相談、認知症地域支援推進員の配置、オレンジカフェふじみんの充実を図っていく。
			新規	110	権利擁護の推進	担当課職員が適切な相談・支援ができるよう専門家による助言が受けられる体制により、迅速な支援に繋げていく。 市民後見人の育成・支援により地域との連携・協働を図るとともに、高齢者や障がいのある人の生活支援体制の充実を推進していく。	市民総合相談室	各種専門相談の実施により、必要な相談に繋がるよう相談体制を維持する。
							障がい福祉課	判断能力が不十分な障がいのある人に対し、成年後見制度に関する相談や情報提供を行うとともに、申立てや成年後見業務に対する報酬の助成を行う。

基本 目標	主要課題	施策の方向	新規・ 指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
							高齢福祉課	成年後見制度利用支援等任意事業 市民総合相談室の成年後見に関わる専門職からの指導・助言を受ける連携体制を図り、権利擁護を推進していく。 市民後見人の育成については、フォローアップ講座を委託で実施。また、市民後見人の候補者が立ち上げた自主勉強会の支援も行う。

基本目標	主要課題	施策の方向	新規・指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	H30年度(2018年)事業計画
				111	障害者の就労支援	障がい者就労支援センターにおいて、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。	障がい福祉課	障がい者の一般企業等への就労についての相談、職場実習訓練機会の提供、一般就労に向けた支援、就労後の定着支援を行う。
				112	障がいのある人の生活相談の充実	障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。	障がい福祉課	市内5法人に委託し、福祉サービスの利用援助や障がい者の社会生活力を高めるための支援等を行う。
				113	特別支援学級に在籍する児童生徒への就学費用の援助	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、就学旅行費、学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。また、通級に在籍する児童の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、通学交通費の一部を援助する。
	5 地域福祉の充実	①包括的支援体制の充実	新規	114	多機関の協働による包括的支援体制の構築	複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携・協働して支援するため、「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、多機関との協働による包括的支援体制の構築を図る。	福祉総合支援チーム	生活困窮者自立相談窓口コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の生活課題を受け止める体制及び市民が主体的に課題解決に取り組める環境の整備、包括的支援体制づくりを進める。
				115	民生委員・児童委員の活動の充実	地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施、民生委員・児童委員の活動への支援を行う。	福祉課	毎月の定例会において、民生委員・児童委員の活動に必要な情報の提供、研修会実施等の情報の提供を行う。
		②地域福祉組織の充実		116	関係機関との連携強化	社会福祉協議会や各種福祉活動団体等、地域において活動を行う組織や団体の連携強化を推進する。	福祉課	各福祉活動団体の総会等に参加し、活動内容や事業を情報共有し、連携強化を図れるよう務める。